

南山国際高等学校・中学校における公益通報について

1．公益通報窓口の設置について

南山国際高等学校・中学校（以下「本校」という。）の業務に関し、法令違反行為が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図ることを目的として、公益通報および公益通報に係る相談の対応窓口を設置しました。

2．法令違反行為とは

南山学園公益通報に関する規程に規定する法令違反行為
本校における教育活動に係る不正行為

3．通報および相談を行うことができる者

本校の職員（非常勤職員含む）
本校に勤務する派遣または業務委託に係る労働者
本校の生徒ならびに保護者

4．通報者等の保護

本校は、通報者等が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者等に対し不利益な取扱いを行うことは一切ありません。ただし、通報者等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではありません。

5．窓口の設置場所等

・窓 口 南山国際高等学校教頭

『注：通報対象者が本窓口の場合は、南山学園内のいずれかの学校等窓口（Webページ参照）をご利用ください。』

・通報方法 氏名および連絡先を明らかにした上で電子メール、電話、FAX、書面または面談の方法で受付けます。匿名を希望する場合は、調査結果等の通知ができないことがありますので、ご承知おきください。

・連絡先 住 所 〒470 - 0375

愛知県豊田市亀首町八ツ口洞13 - 45

TEL 0565 - 46 - 5300

FAX 0565 - 46 - 5303

E mail「電子メールでの受付」よりお願いします。